

東京医療保健大学大学院看護学研究科学生支援委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学大学院看護学研究科における学生支援に関する事項を審議立案するため、大学院看護学研究科学生支援委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 看護学研究科教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長。
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 学生の修学支援に関する事項
- (2) 学生の生活支援に関する事項
- (3) 学生の進路支援に関する事項
- (4) その他、学生支援に関する事項

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、看護学研究科教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成27年3月4日から施行する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。